

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県岩手郡雫石町

2 構造改革特別区域の名称

しずくいし子育て支援・幼稚園早期入園特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県岩手郡雫石町の全域

4 構造改革特別区域の特性

雫石町では、全国的な傾向と同様に少子化が進んでおり、合計特殊出生率は、昭和 60 年に 1.96 人であったものが、平成 15 年には 1.43 人となっており、人口の維持が可能とされている 2.08 人を下回っている。出生数については昭和 60 年に 223 人であったものが、平成 15 年には 135 人と大きく減少を続けている。また、核家族化も進んでおり、国勢調査における 1 世帯当たりの人口は、昭和 60 年 4.0 人、平成 12 年には 3.5 人となっている。

こうした少子化や核家族化の影響は、子どもの数の減少による子ども同士、特に年齢が違う子ども同士の交流の機会の減少、過保護などにより子どもの自主性や社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。また、少子化の進行は、地域社会の活力の低下を招き、教育、医療、介護などの基礎的なサービスの運営に大きな影響をもたらす恐れがある。

本町においては、町立保育所 7 ヶ所（うちへき地保育所 2 ヶ所）、私立保育園 1 ヶ所、私立幼稚園 1 ヶ所が設置されている。平成 16 年度、待機児童が発生していたことから、2 ヶ所の保育所で夫々 20 名の定員増を行ったが、現在、へき地保育所以外の保育所及び私立保育園は定員充足率が 100% を超えており、待機児童の発生する可能性が高く、また、2 歳児保育のニーズも高い。一方、満 3 歳経過後の入園を実施している私立幼稚園 1 園は、平成 9 年には、196 名の園児がおり 7 クラス編成で運営をしていたものが、平成 16 年は 111 名と年々減少傾向を続けている。

このような状況の中で、満 3 歳の誕生日が到来してから幼稚園に入園する園児は、平成 15 年は 4 名、平成 16 年は 2 名と極めて少数であり、園児が他の園児と共に活動する機会が少なく、学校教育法に掲げる「集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自立の精神の芽生えを養う」という目標を達成することが困難な状況にある。また、核家族で共働きの保護者からは年度当初からの入園の希望や兄弟姉妹で入園させたいとの意見も多く寄せられている。

平成 17 年 3 月に策定された「雫石町男女共同参画プラン（きらっと雫石未来プラン～ここ（個々）からはじまるパートナーシップ～）」のアンケート調査では、子育てをする親を支えるために充実が必要な制度として、「必要な時に預かってくれる保育施設の整備」が高い割合となっていることから、男女共同参画社会を目指す本町としては、子どもを安心して産み育てる環境づくりをさらに行っていくことが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期の 2～3 歳頃は、親から離れて友だちと遊ぶ機会を多く求めるようになるなど、人間形成の基礎が培われる重要な時期である。しかし、今日の少子化や核家族化の進行は、幼児が他の幼児や地域の人々とともに活動する機会を妨げている。このような発達段階を考慮し、本町では現在、5 保育所・1 保育園で幼児保育を実施しているが、さらに、学校教育法の規定にかかわらず、満 3 歳に達する年度当初から（以下「満 2 歳児」とする。）一緒に幼稚園に入園することを可能とし、望ましい集団生活を早期に体験することにより、学校教育法に掲げる「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自立の精神の芽生えを養うこと」という目標を達成することができ、本町の全ての子どもたちの望ましい成長を促すことが期待できる。

また、より良い子育てを望む保護者や子育てに不安や悩みを抱く保護者にとっては、早くから幼稚園とかかわることによって、教職員から子育てに関する相談に応じてもらえるとともに、保護者同士、家庭と幼稚園、地域との連携など地域ぐるみで子育てをする環境の充実が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の実施により、幼稚園における 2 歳児の同年齢園児を増加させ、早期に集団生活を経験することにより、園児間の相互啓発と心身の健全な発達を醸成し、2 歳児の保育数の増加に伴う 2 歳児の独立学級の設置あるいは専任教諭の配置を目指す。また、延長保育との組み合わせにより、今後発生する可能性の高い待機児童の解消を目指す。

また、本町では中長期的な展望に立って、今後、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策を総合的・計画的に推進するための基本的考え方及び施策の基本的方向を明らかにするため、「雫石町子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」を平成 17 年 3 月に策定し、男女がともに子育てや家庭に夢をもち、次代を担う子どもたちがのびのびと育つ環境づくりを進めているところである。幼稚園の 2 歳児保育の実施は、地域の実情や家庭の要請に応じた子育て支援サービスの充実を図るものとなり、子育てをしているすべての家庭を支援する環境づくりを目指す。

さらに、本町では男女共同参画社会の実現のため、「雫石町男女共同参画プラン」を平成 17 年 3 月に策定し、誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され、あらゆる場面におい

て自分の個性や能力を積極的に発揮し、ともに喜びも責任も分かち合っていくことができる社会を目指しているところである。幼稚園の2歳児保育の実施は、共働き家庭の一般化や就労形態の多様化等に対応した保育・子育て環境の整備を促進し、家庭生活・地域活動と両立できる環境をつくるものとなり、誰もがいきいきと働くことができる社会を目指す。

そして、本町の全ての子どもたちの望ましい成長を促す環境をつくり、子育て支援の先進的なまちを実現するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本年度は、年度当初から実施できないこともあり、幼稚園入園園児は概ね5～6名程度、次年度は周知に努め、概ね10名程度、以降も増加が見込まれる。

また、幼稚園と既に乳児保育を実施している保育所との合同研修会の実施や情報の共有化が可能となり、子育ての支援の基盤となる相談・支援している保育所及び保育園と連携することで、子育て支援サービスの均等化を図るための諸サービスが整備され、町全体で日常的な子育てを支援する体制がつくられ、「雫石町子どもプラン」の施策の方向にある「保育サービス充実と子育て支援ネットワークづくり」が、より一層推進される。

さらに、多様な保育サービスの充実と地域ぐるみの日常的な子育て支援により、女性の社会参加やボランティア活動等社会参加が図られ、「男女共同参画プラン」の施策の方向にある「地域社会・家庭生活における男女共同参画社会」や「住民参加による協働のまちづくり」の実現に向け、効果が期待できる。

8 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「雫石町子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」

子育てをしている全ての家庭を支援する環境をつくるため、地域における子育て支援では、ボランティア、行政、民間等の連携を図るための体制づくりを行い、保育サービスでは、休祭日における保育や病後保育等の支援を行う。また、子育てネットワークづくりでは、地域や社会全体での子育て支援体制づくりができる意識啓発を行う。

(2) 「雫石町男女共同参画プラン（きらっと雫石未来プラン～ここ（個々）からはじまるパートナーシップ～）」

誰もがあらゆる分野において個性や能力を発揮できる社会をつくるため、政策や方針決定過程などへの男女共同参画を進め、地域社会や家庭生活における男女共同参画を進める。そして、住民参加による協働のまちづくりの環境づくりを促進する。

別紙

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

学校法人わかば学園 わかば幼稚園

(2) 事業が行われる区域

雫石町の全域

(3) 事業の実施期間

特区認定の日から

(4) 事業により実現される行為

幼児の心身の健全な発達、2歳児の独立学級の設置や専任教諭の配置、子育て支援の先進的なまちづくり

5 当該規制の特例措置の内容

少子化による幼児数の減少や核家族化により、幼児が家庭や地域で社会性を涵養することが難しくなっており、また待機児童の発生が高い状況の中で、より良い子育てを望む保護者からは子どもを年度当初から幼稚園に入園させて集団生活を体験させたいとする要望が高まっている。一方で、現在、へき地保育所以外の保育所及び私立保育園は定員充足率が100%を超えており、待機児童の発生する可能性が高く、また、2歳児保育のニーズも高い。

しかし、現行の満3歳になってから就園する制度は、3歳の誕生日が経過した日から入園することとなり、その制度があまり周知されていないことや年度途中の入園ということから、入園する幼児が極めて少数となっており、学校教育法の集団生活を体験させるという趣旨が生かされていない。

このようなことから、当該規制の特例措置を講ずることは、2歳児の幼児に集団生活を早期に体験させることで、同年齢間で相互啓発が行われ、幼児の心身の発達の助長と社会

生活の涵養が図られ、生きる力と豊かな心が育まれることとなると判断する。また、若い親への子育て相談の機会の確保や、親が育児から開放されることによる男女共同参画社会の実現を図ることができる